

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第69号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年岩手県規則第63号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(診断書等) 第3条 省令第2条第1項第1号に規定する診断書及び同項第2号に規定する意見書は、別に定める様式による身体障害者診断書・意見書によらなければならない。	(診断書等) 第3条 省令第2条第2項第1号に規定する診断書及び同項第2号に規定する意見書は、別に定める様式による身体障害者診断書・意見書によらなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。